

第3回検討委員会における主な意見と対応

令和8年1月19日

福井県



第3回検討委員会における主な意見と対応

項目	第3回検討委員会資料のページと見出し	意見		対応
海岸保全基本計画原案	資料2 p.67 海岸の防護に関する施策	①	・順応的適応策の説明文中に「追加施工が困難な工種や高コストな工種は、供用開始時点で上振れ分に対応させて整備する」とあるが、この考え方は事前適応策を意味しているため、記載箇所が適切でない。(安田委員)	・当該文章を、事前適応策の記載箇所に移動 →資料-2 第4回福井県海岸保全基本計画検討委員会説明資料 p.72
	資料2 p.77 計画実施時に配慮すべき事項 ⑥気候変動による防護水準の見直し	②	・「(気候変動に関する政府間パネル(IPCC)や文部科学省・気象庁等)」の記載について、文部科学省・気象庁のあとに報告等の文言を追加したほうが良いと考える。(柴田委員)	・文部科学省・気象庁等の文言中に「の報告」の文言を追記 →資料-2 第4回福井県海岸保全基本計画検討委員会説明資料 p.83

第3回検討委員会における主な意見と対応

項目	第3回検討委員会資料のページと見出し	意見	対応
	資料2 p.77 計画実施時に配慮すべき事項 ⑦計画の見直し	③ ・「なお、本計画に記載した気候変動への対応策以外の新たな知見が得られた場合は、必要に応じて計画の見直しを検討する。」との記載について、具体的にどのような事例を想定しているのか。それとも、気候変動以外に新しい知見があると考えられるため、見直しについて含みを持たせているのか。(東村委員) ・この記載は、研究の進展等に含みを持たせた注釈のような役割を持つと理解しているが、表現が分かりにくいところもある。他の沿岸では、リアルオプション分析という経済学的用語を記載している例もあり、そのような表現を記載することも考えられる。この記載は、残すことが望ましいと考える。(安田委員) ・2℃や4℃上昇といった気候変動シナリオへの対応だけでなく、津波等に関する新たな知見が得られた場合にも対応する趣旨を含んでいると考えられ、様々な新たな知見という意味を含む記載であるという点で望ましいと考える。(田安委員長) ・気候変動のシナリオの変化のみではなく、不確実な事象が判明した場合に対応するための記載と理解した。計画の見直しが可能となる重要な記載だと捉えた上で、質問をしたため、この記載については残すことが望ましいと考える。(東村委員) ・これまでの議論で、この記載には多様な意味が含まれていることが分かったので、現行の記載で問題ないと考える。(柴田委員)	・記載を変更しないこととした →資料-2 第4回福井県海岸保全基本計画検討委員会説明資料 p.83